

日野市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 12 日

日野市長

古賀壮志

## 日野市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

日野市職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、同条第1号中「等級別基準職務表の区分に応じ、それぞれ次の職務であるもの」を「給料表（一）等級別基準職務表の部長の職務」に改め、同号アからウまでを削り、同条に次の1号を加える。

(4) その基準となる職務が、日野市病院事業企業職員の給与に関する規程（令和8年病院事業管理規程第14号）別表第2に規定する等級別基準職務表の区分に応じ、それぞれ次の職務であるもの

ア 給料表（三） 院長、副院長又は部長の職務

イ 給料表（四） 看護部長の職務

第14条中「国家行政組織法」の次に「（昭和23年法律第120号）」を加え、同条第1号中「等級別基準職務表の区分に応じ、それぞれ次の職務であるもの」を「給料表（一）等級別基準職務表の課長の職務」に改め、同号アからウまでを削り、同条に次の1号を加える。

(4) その基準となる職務が、日野市病院事業企業職員の給与に関する規程別表第2に規定する等級別基準職務表の区分に応じ、それぞれ次の職務であるもの

ア 給料表（三） 医長の職務

イ 給料表（四） 看護科長の職務

### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市職員の退職管理に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。